

教育／学力保障と地域教育をめぐる 研究の成果と課題

高田一宏

要約 本稿では、部落解放・人権研究所の教育・地域部門の研究活動を中心に、1990年代末から現在までの学力保障と地域教育に関する研究を回顧した。同和教育・解放教育の理論や実践を普遍化しようとする研究や部落内外の社会的困難層の共通課題を探る研究は盛んになっているが、めざす子ども像や教育目的論、困難を抱えた青少年の支援や社会的包摂に関する研究など、あらためて取り組むべき研究課題は少なくない。

1 同和教育・解放教育の曲がり角 —1990年代末

本稿では、部落解放・人権研究所の教育・地域部門の研究活動のうち、学力保障および地域教育に関わる研究の歩みを振り返る。取り上げる期間は、いわゆる「法切れ」⁽¹⁾直前の1990年代末から現在までの十数年間である。

この間、地域教育運動や学力保障実践をめぐ

る環境は大きく変化した。研究所の教育・地域部門では、その変化に対応しつつ、いくつかの研究会やプロジェクトを組織してきた(表1)⁽²⁾。それらの研究成果は調査報告書、『部落解放研究』の特集号、単行本などで公表されているが、教職員、社会教育関係者、運動体関係者、そして研究者も世代交代が相当程度に進んでおり、研究の背景や目的に関する理解が得られにくく

表1 学力保障・地域教育に関する主な研究会・プロジェクト

研究会・プロジェクト名(代表者)	期間(年度)	報告書・紀要の特集号
教育コミュニティ研究会(池田寛)	2000～2006	『部落解放研究』No.140「特集 地域教育コミュニティづくりの今」2001年
		『協働の教育による学校・地域の再生—大阪府松原市の4つの中学校区から—』2001年
		『教育コミュニティづくりの理論と実践 学校発・人権のまちづくり』2003年
		『学校と地域の協働と人権意識の容容』2005年 高田一宏編著『コミュニティ教育学への招待』解放出版社、2007年
教育保護者組織のあり方研究会(高田一宏)	2007～2008	『大阪の部落における教育保護者組織—その現状と課題—』(部落解放・人権研究報告書 No.12)、2009年
		『部落解放研究』No.182「特集 大阪の教育保護者組織」2008年
青少年対象施設を中心とした各地区拠点施設のあり方検討プロジェクト(住友剛)	2007～2009	『できることを、できる人が、できるかたちで—青少年会館条例廃止後の大阪市内各地区における子育て・子育て運動の現状と課題—』(部落解放・人権研究報告書 No.16)、2010年
貧困・差別と学力問題研究会(桂正孝)	2009	『貧困・差別と学力問題—その現状と課題—』(部落解放・人権研究報告書 No.14)、2009年
		『部落解放研究』No.186「特集 子どもの貧困・差別と学力問題」2009年
解放子ども会等のあり方検討プロジェクト(高田一宏)	2010～2011	『解放子ども会改革検証のために—子ども会の歴史と現状—』(部落解放・人権研究報告書 No.21)、2012年

なっているように思われる。そこで、本題に入る前に、「法切れ」直前の頃の研究動向を簡単に振り返っておきたい。

1990年代後半の同和教育・解放教育研究においては、学力に関する大規模な数量的調査や、地域や学校における参与観察・インタビュー調査など、量的・質的なデータに基づく経験的研究が増えている。このことの背景には、経済・社会・文化のグローバリゼーションが進行し、運動体が「第三期」の運動論を掲げるなか、同和教育・解放教育の理念と実践を反省的・批判的に総括しようとする気運が広まっていたという事情がある。当時の研究の集大成である『シリーズ・解放教育の争点』全六巻⁽³⁾の「刊行の趣旨」には次のようなくだりがある。

（解放教育運動は一引用者注）歴史の節目節目に、地域ごと、あるいは学校ごとに教育改革を位置づけ、その具体化に努力してきた。被差別状況におかれた子ども・青年たちの自立など、多くの成果をあげてきた。しかしいまは、成果を列挙するよりも、負の部分を見つめないわけにはいかない。学力の状況はどうか。「解放の学力」という視点に立って、満足すべき状況にあるとは到底言えないのではないか。地域と学校は形式的な連携状況と言っては言いすぎなのか。子ども・青年たちの動きはどうか。彼らにはグローバルな視点に立って自らの社会的立場を自覚することが求められているのだが、そんな視点をどれほどもてているのか。生涯教育という視点に立てば、おとなたちの学習運動や文化活動のあり方も当然問われる。人間解放をめざす生涯教育運動がどれほど展開されているのだろう。（中略）この時点でいったい何が必要なのか。それは、自己の総括運動であ

る。自己の築いてきたもの、自己に投げかけられているもの、それら全般に対する総括である。

では、当時、学力保障および地域教育における問題の所在はどこだったのか。

第一には、学力保障の取り組みが所期の成果を上げられず、ある種の閉塞状況にあったことである。理念的な「解放の学力」論に依拠して「受験の学力」を批判するという従来の議論は、解放教育の思想性を鮮明に打ち出した一方、学習論や授業論の弱さを生んだ。「学習理解度」あるいは「アチーブメント」という意味での学力の保障は決して成功しているとは言えなかった。この事態を受けて、子どもへの教育的働きかけの対象を明らかにしようとして研究に導入されたのが自尊感情論であり（池田2000a）、実践的な課題として提案されたのが学校・家庭・地域の協働と「教育コミュニティ」づくりであった（池田2000b）。

第二には、子どもの教育を学校、保育所、子ども会などに「依存」する傾向が一部の保護者にあらわれていたことである。当時は、保護者の自発的な活動を通じて保護者のエンパワメントと家庭の教育力の充実をはかろうとする動きが各地で始まっていた。青少年会館や保育所においても「子育て支援」の事業や取り組みが始まっていた。運動体では解放子ども会や教育保護者組織の改革が、行政では同和対策事業の終結と一般対策への移行を見越した青少年会館および社会同和教育指導員制度の改革が議論されていた。研究においては、家庭状況に関する実態調査が相当数行われ⁽⁴⁾、学力と家庭生活背景の関連について詳しい分析が行われた。

2 2000年代以降の研究動向

2000年代以降の研究は、1990年代の課題を引き継ぎつつ、グローバル化と格差社会化、「法切れ」にともなう同和対策事業の再編や廃止、政権交代にともなう教育政策・社会政策の転換など社会情勢が激しく変化するなかで展開された。研究動向のポイントは次の通りである。

第一に、学力問題がナショナルレベルの教育改革課題として浮上したこと、それと連動して、学力格差の社会的・経済的・文化的要因を明らかにする経験的調査が行われるようになったことである。PISA（Programme for International Assessment：OECDの学習到達度調査）などの国際学力調査に社会的な関心が集まり、2007年からは悉皆の全国学力・学習状況調査が実施されるようになった。一方、同和教育・解放教育研究においては、学力問題が注目を集めるよりもかなり前から学力と生活の状況把握を目的とする調査がさかに行われており、近年は学校づくりの実践的課題を明らかにしようとする研究が現れ、「力のある学校」という学校づくりのモデルが提案されている（志水2009）。

第二には、雇用の不安定化・流動化、経済的格差の拡大、社会的排除・貧困が社会問題化し、それらへの政策的・実践的対応が始まったことである。民主党を中心とする連立政権のもとでは、政府としてはじめて公式に相対的貧困率を公表し、社会全体で子育てを支えるという理念にもとづき、「子ども手当」や高校授業料無償化措置など、家計の教育費負担を軽減しようとする施策が始まった。その後、2012年末の総選挙で民主党が大敗して第二次安倍政権が発足し、子ども手当や授業料無償化措置は縮小されたが、2013年6月に「子どもの貧困対策法」が成立するなど、貧困の解消は社会政策・教育政

策の課題に定着しつつある。研究所においては、「貧困・差別と学力問題」研究会（2009年）が開催され、部落の児童・生徒をはじめとする社会的に不利な立場に置かれた子どもたちの学力保障や教育支援について検討がなされている⁽⁵⁾。

第三には、特別対策としての同和対策事業が終結したことを機に、地域教育運動が大きな転機を迎えたことである。特に激しい変化が起きたのは大阪市であり、特別対策終結後に一般事業として実施されていた青少年育成・社会教育関連事業はほぼ全廃された。一方、従来の地域教育運動は求心力を失いつつあるが、NPOやボランティアなどの新しい担い手が生まれており、学校と地域・家庭の協働（collaboration）をめざした「教育コミュニティ」づくりと結びついている例もある（池田2005、高田2005、「金川の教育改革」編集委員会編著2009）。以上に関係する研究活動としては「教育コミュニティ研究会」（2000～2006年。第一次～第四次）、「教育保護者組織のあり方研究会」（2007年）、「解放子ども会等の検討プロジェクト」（2010～2012年）、「青少年対象施設を中心とした各地区拠点施設のあり方検討プロジェクト」（2007～2009年）がある。

第四には、「人権教育のための国連10年」（1995年～）や「人権教育・啓発推進法」の制定（2000年）を機に、人権教育の理論的・実践的研究がさかんになったことである⁽⁶⁾。文科省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」からは「人権教育の指導方法等の在り方について」が三次（2004年、2006年、2008年）にわたって公表され、人権教育に対する国の考え方が示された。また、全国的な同和教育研究団体「全国同和教育研究協議会」は2009年に「全国人権教育研究協議会」と名称変更した。この間、教育基本法の「改正」、新しい学習指導要領の実施、

「教育再生実行会議」の発足などを機に、道德教育の強化が打ち出されており、人権教育と道德教育の関係を理論的・実践的に検討する必要がある。これらに関わる研究活動としては「人権教育・啓発プログラム開発研究会」（2006年）や「人権教育と道德教育研究会」（第一次は2010年、第二次は2012年）などがある。

以下、3～5では、表1に示した研究会・プロジェクトの研究内容を紹介し、「6 おわりに」で今後の研究課題について述べる。なお、人権教育と道德教育に関する研究に関しては、本号の平沢論文をご覧ください。

3 貧困・差別と学力問題研究会

2000年代に入ったあたりから「格差社会」という言葉が流行語となり、2008年秋のリーマンショックをきっかけに若者の不安定就労や「派遣切り」が一挙に社会問題化するなか、「子どもの貧困」にあらためて人々の関心が集まるようになった。貧困の「再発見」である。「貧困と学力問題研究会」は、次のような趣旨で開催された。

①部落をはじめ社会的に不利な立場に置かれている人々の家庭状況と学力状況、②学力論や学力調査などで同和教育が切り拓いてきた実践の教訓、を明らかにし、そのことを通じて③低学力問題を生徒個人や家庭、学校の努力不足＝自己責任のみに矮小する新自由主義的傾向に警鐘を鳴らすと共に、④今後の学校教育における学力保障の基本的な課題を明らかにしていく、ことを目的に取り組みを進めてきた。（報告書 1頁）

この研究会は2009年3月から9月にかけて計

4回開催された。研究会では、まず、代表の桂正孝氏（宝塚芸術大学）から「子どもの貧困と学力問題—人権教育としての同和教育の視座から」という報告が行われた。この報告では「解放の学力」は社会権としての「教育を受ける権利」の保障をめざすものであったこと、その一方、人格形成の側面が強調されることによって、学習論・授業論が十分に展開されなかったことが指摘された。その後、研究会では、部落の子ども、児童養護施設の子どもの、ひとり親家庭の子ども、外国人（ニューカマー）の子どもの学力状況や教育支援の現状に関する報告が行われた。研究会の締めくくりには、志水宏吉氏（大阪大学）から「学力格差と社会的背景」という報告が行われた。この報告では、全国学力・学習状況調査と関連して実施された文科省の委託調査などの結果をふまえて、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の重要性や社会的・経済的な困難を抱えた地域や学校に対する行政の支援策の必要性が指摘された。研究会は、最後に次の提言を行った。第一に、社会的困難層の学力状況に関する調査を早急に実施すること、第二に、家庭の支援、学校づくりの支援、学校内外のソーシャルキャピタルの充実に向けた施策を総合的に進めること、第三に、社会権としての教育権という視点から学力論・学力形成論を深めることである。

その後、国の全国学力・学習状況調査においては、2013年春に本体調査とは別に「きめ細かい調査」が実施され、家庭環境が学力形成におよぼす影響の詳細な分析がなされることになった（本稿執筆時の2013年12月現在では、分析結果は未公表）。また、2013年6月には「子どもの貧困対策法」が成立した。貧困対策の具体策は、今後、国が策定する「大綱」に示されることになっており、法にどの程度の実効性があるのかはまだ評価できない。研究会の提言では「教

育分野だけでなく住宅・福祉・保健・生活・雇用等々」の総合的支援の必要性を指摘しており、国の大綱や地方自治体の貧困解消計画にどのような具体策が盛りこまれるか、今後を注視する必要がある。

4 教育コミュニティ研究会

1990年代後半の大阪では、家庭の教育力の充実と学校での学力保障の再構築が運動体や教育現場の課題となっていた。そうしたなか、個人給付事業の「特別就学奨励費」を廃して中学校区としての教育力の充実をはかる事業として始まったのが「ふれ愛教育推進事業」(1995年度～)である。この事業は1999年度に終了し、その翌年度に後継事業として「総合的教育力活性化事業」が始まった。この頃は、地対協意見具申(1996)を機に、同和対策事業の再編と一般対策への移行が模索されていた時期にあたる。また、学校・家庭・地域の連携のもとで「生きる力」を育むとする教育改革が始動した時期とも重なっている。そうした事情から「総合的教育力活性化事業」は大阪府内全域で実施されることになった。この事業のバックボーンとなったのが「教育コミュニティ」の構想である。

「教育コミュニティ」構想が行政文書に初めて登場したのは、1999年の大阪府社会教育委員会提言「家庭・地域社会の教育力向上に向けて—教育コミュニティづくりのすすめ」であるが、その着想は部落における地域教育運動から得られたものである。当時、社会教育委員会議長のを務めていた池田寛氏は、提言の前から「ふれ愛教育推進事業」、学校五日制、試行期の「総合的な学習の時間」などに関するフィールドワークを行っており「地域教育推進のためのヘッドクォーター（推進本部）」の構想を述べている（池田1996）。教育コミュニティの理論

と運動は、部落発の地域教育運動と国家レベルの教育改革が出会ったところに生まれたのだと言えよう。

「教育コミュニティ研究会」は2000年から2006年にかけて活動を行い、研究成果として3冊の報告書と1冊の書籍を刊行している。最初の報告書は、「総合的な学習の時間」や学校五日制のもとでの地域活動、校区の「地域教育協議会」の活動状況などに関するフィールドワークを大阪の松原市で実施し、その成果をまとめたものである。松原市では、月1回の学校五日制が導入された1992年度から、土曜日の遊びや体験活動の充実をはかる取り組みが始まっていた。「総合的な学習の時間」の試行にもいち早く取り組んでいた。中学校区としての地域教育活動や学校間連携も盛んで、各中学校区の「フェスタ」は、校区の新しい祭りとして、教職員・保護者・地域住民の交流や異世代・異年齢の交流の場となっていた。松原で特徴的なのは、同和教育・人権教育の研究組織（松原市同和教育研究会、のち松原市人権教育研究会）の活動や特色ある学校づくりの支援事業を通じて、人権教育・同和教育のさかんな地域から取り組みが全市へと波及していったこと、地域特性に応じた個性的な取り組みが各地域でおこなわれるようになり、それらがたがいに刺激を与えあっていることだった。

2冊目の報告書は、フィールドワークや聞き取り調査を通じて教育コミュニティづくりの展開を追うとともに、教育コミュニティの理論を深めることを目的にまとめられた。調査の対象となったのは、松原市内の各中学校区（第二、第三、第五、第七中校区）、茨木市の三島中校区、大東市の北条中校区、貝塚市の第二中校区・北小校区、高槻市の第八中校区・北清水小学校区、豊中市の泉ヶ丘小学校区、和泉市の北池田小学校区、田尻町の田尻中校区である。報告書は三部から

成っている。第Ⅰ部は「教育コミュニティづくり—その現状と課題—」である。ここでは、各中学校区の地域教育協議会の活動状況と学校管理職や地域コーディネーターの役割について、ケースを横断した比較検討がなされている。また、総合的な学習の時間のフィールドワークを通じて、教育コミュニティづくりの重要な過程として総合的な学習の時間をとらえるべきことを指摘している。第Ⅱ部は「コミュニティの再生と教育—社会的不利益層のエンパワーメントを求めて—」である。ここでは、海外の参加・協働論とその実践例の検討、中国からの渡日者や部落出身者の教育参加の事例を通して、社会的不利益層のエンパワーメントのあり方が検討されている。第Ⅲ部は、研究会代表の池田寛氏（大阪大学）の論文「教育コミュニティの理論—市民性教育の実現のために—」である。この論文は「功利主義的個人主義」批判から、教育の「公共性」を問いなおし、市民性教育の視点にたって教育コミュニティの理論を考察している⁽⁷⁾。

3冊めの報告書は、地域住民の人権意識の変容という視点から教育コミュニティづくりの意義を検討するものである。大東市の北条中校区、茨木市の三島中校区、福岡県田川市の金川小・中校区の事例検討を通じて、教育コミュニティづくりにおける協働活動が住民相互の信頼関係や自治意識を形成していること、そうした意識が人権意識変容の「土台」になっていることが明らかにされている⁽⁸⁾。また、地域福祉や伝統文化継承などの地域活動と学校教育とが交わることによって、次世代の地域の担い手が育っていくことが明らかにされている。

研究会の締めくくりには「コミュニティ教育学」を表題に掲げた研究書が刊行された（高田2007a）。この書は、地域と学校の協働を通じて教育の公共性の具体化や社会的包摂の実現をめ

ざす「コミュニティ教育学」を構想したもので、各地の教育コミュニティづくりの事例を紹介するとともに、子どもの主体形成論、市民性教育における学習論、英国の拡張学校政策など、「コミュニティ教育学」の深化に向けた理論的・政策的課題を検討している。

5 地域における教育組織と拠点施設

1 教育保護者組織のあり方研究会

「特措法」による同和対策事業が伸展した1970年代、全国各地の部落には教育集会所や青少年会館（青少年センター）が建設されて青少年の地域活動の拠点ができた。また、保育所保育料の減免、就学奨励費の支給、奨学金の給付など、教育費負担を軽減する個人給付の事業も行われた。これらの事業の要求者組織あるいは受給者組織として大阪府内各地の部落に結成されたのが「教育を守る会」や「保育を守る会」と呼ばれる保護者組織である。行政闘争が一段落ついた1980年代以降、保護者組織は、保育所・学校関係者や青少年会館指導員などと子育てや教育のことについて情報交換をしたり保護者の相互交流を促したりするなど、子育てに関わる自己教育や相互教育の場としての性格を強めていった。

保護者組織は1990年代の後半に転機を迎える。部落内の階層分化にともなって保護者の経済状況や教育意識は多様になり、単一の要求で人々をまとめるのは難しくなった。運動体内部からは「依存」の問題を指摘する声も上がった（高田1997）。こうして、家庭の教育の充実とそれを支える地域教育活動の活性化をはかることが地域教育改革の課題となった。保護者組織のあり方も多様化し⁽⁹⁾、自主的なサークル活動を立ち上げたり、保護者が子ども会の運営を担っ

たりする地域が現れる一方、組織を解散したり組織が休眠状態になる地域も現れた。

「教育保護者組織のあり方研究会」は、多様化する保護者組織の実相をとらえ今後の保護者組織のあり方を検討することを目的に組織された。研究会では、2007年から2008年にかけて、大阪府内12地区（日之出、住吉、^{さいのもと}道祖本、^{なかんじょ}中城、^{さらいけ}更池、和泉、高槻富田、北芝、^{さわらぎ}沢良宜、飛鳥、貝塚、富田林）の関係者から、教育保護者組織に関する聞き取り調査を行った。また、聞き取りと並行して、2008年秋に部落解放同盟大阪府連合会の協力を得て、大阪府内47の同盟支部に「教育関連組織」の現状についてのアンケートを実施した。回答があったのは40の支部である（表2。報告書の掲載データから高田が作成）。

このアンケートによると、小学生以上の子どもの保護者組織があると回答した支部は22、解放子ども会が存続していると回答した支部は20である。乳幼児の保護者組織があると回答した支部は10にとどまる。高校生・大学生の組織となるとさらに数は減り、回答はそれぞれ7支部と3支部にとどまる。一方、教育コミュニティ

づくりの推進母体となってきた「地域教育協議会」に関わっていると回答した支部は20、部落外の人々も参加したNPOや自主組織があると回答した支部は16あった。全体として、従来型の教育関連組織は減少しているが、部落外の人々が加わった地域活動や新しい地域教育活動のネットワークも増えつつあることが明らかになった。

最終報告書では、保護者組織の歴史を概観した後、聞き取り調査をふまえて、各地域の事例を「継続・再編して存在」「青少年会館利用者の保護者会として再構築」「解散後、新たな保護者組織を組織化」「解散後の方向を模索」の四つに類型化し、特徴的な活動を紹介している。さらに、更池と道祖本の事例から、当事者にとっての保護者組織の意味—保護者同士・子どもと保護者の多様なつながりとそこから生まれる子育ての共同意識—を明らかにしている。報告書の最後では、活動の参考事例を、ケース横断的に紹介している。

2 解放子ども会等のあり方検討プロジェクト

解放子ども会は、町会などを単位に組織され

表2 教育関連組織の現況（2008年秋）

	有	無	不明	無記入	計
部落内の保育・保護者組織	10	29	1	0	40
部落内の教育・保護者組織	22	18	0	0	40
部落子ども会	20	18	0	2	40
高校生の組織	7	32	0	1	40
大学生の組織	3	33	0	4	40
部落外の人々も参加した 教育関連NPOや自主組織	16	22	1	1	40
進路状況の把握（中学生）	17	16	4	3	40
〃（高校生）	13	17	4	6	40
青館での学童保育事業	17	22	1	0	40
地域教育協議会（すこやかネット、はぐくみネット） との関わり	21	13	1	5	40
学校との意見交換（保育所）	23	9	3	5	40
〃（幼稚園）	5	17	5	13	40
〃（小学校）	35	3	0	2	40
〃（中学校）	34	3	0	3	40
〃（高校）	17	16	3	4	40

る地域子ども会とは異なり、運動体の影響下に組織された子ども会であり、かつては越境就学反対運動、狭山差別裁判糾弾闘争、学校での差別事件に対する抗議活動などに取り組むこともあった。週日には放課後活動が行われており、学童保育（放課後児童健全育成事業）の機能を代替する面ももっていた。大阪では特に条件整備が充実し、活動拠点として青少年会館が設置され、そこには専任指導員として社会同和教育指導員が配置されていた。同和加配の教員が「子ども会担当」や「地域連携担当」として子ども会活動に関わることもあった。

1990年代末以降、青少年会館は部落外の子どものも対象とする事業を行うようになった。社会同和教育指導員にも、子ども会以外の遊びや体験活動の支援、講座・教室事業、子育て支援・子育て相談など、部落内外の共通課題に対応することが求められるようになった。学校への加配措置も縮小した。こうした条件面の変化に対応して、また、保護者の自立促進を狙って、運動体は、子ども会の指導は自らの責任で行うという方針を打ち出した。「解放子ども会等のあり方プロジェクト」の当初の目的は、これら子ども会・青少年会館の改革の現状と課題を明らかにすることにあった。

だが、プロジェクトが進行するにつれ、私たちは、解放子ども会改革の提言を過去にさかのぼって整理する必要に迫られた。改革提言は幾度もくり返され、それらのなかには今の改革課題に相通ずる要素が少なからず含まれていたからである。また、社会教育事業の縮小・廃止や社会教育関連施設への指定管理者制度導入など、青少年活動の制度的基盤が大きく変化していることから、子ども会以外の青少年活動や施設のあり方にも視野を広げることになった。

このように研究課題が広がっていったことから、プロジェクトでは、解放子ども会などの現

状を聞き取り調査などによって明らかにするとともに、1950年代から現在までの解放子ども会の通史を整理した。また、社会的不利益層の支援の観点から青少年施設のあり方を検討したり、子どもの人権保障という視点から子ども会活動の意義を検討したりするなど、従来の研究であまり触れられてこなかった課題にも取り組んだ。さらに、子ども会が期待されてきた役割を、①遊びや文化・スポーツ活動とそれを通じた仲間集団の形成、②基本的生活習慣や学習習慣の形成、特に、困難を抱えた子どもの自立支援、③人権・部落問題学習、④おとなと子ども出合いを通じた子育て・教育のネットワークの形成と整理し、青少年活動・地域教育活動の充実に向けた提言をしている。

報告書では、解放子ども会の歴史を、①地域住民、教師、学生など、多様な担い手による活動が展開されていた時期（～1960年代）、②条件整備が進んで活動が充実した一方、子ども会の活動や子どもの育ちをめぐる様々な問題が指摘されるようになった時期（1970～1980年代）、③子ども会改革に向けた試みが各地で展開された時期（1990～「法切れ」）、④法切れ後～現在の四期にわけて、子ども会の歴史を振り返った。④の時期に関しては詳しい聞き取り調査を行っている。

調査にご協力いただいたのは、更池、貝塚、飛鳥、高槻富田、^{みなみかた}南方、北芝、富田林の各地区である。子ども会活動をはじめとする青少年の地域活動は、保護者が中心の場合（更池、貝塚、飛鳥）と、青少年会館の事業が中心の場合（高槻富田、南方、北芝、富田林）とがある。前者は、保護者や住民のボランティアが活動を支えている例であり、後者は居場所づくりや遊び・学習の支援・サークル活動などの青少年会館の事業が子ども会の機能を代替している例である。

先のアンケートからわかるように、全体として休眠状態になる子ども会は増えている。だが、ボランティアな活動や青少年育成・社会教育事業を通じて地域における子どもの地域活動は続いており、地域教育の新しい担い手が生まれていることも事実である。また、国の「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部」の事業¹⁰⁾を導入するといった工夫がなされている例もある。

3 青少年拠点施設検討プロジェクト

1990年代後半から、青少年会館は小学校区あるいは中学校区を対象とする事業を行うようになり、職員の子ども会への関与は間接的になった。だが、これまでに培ってきた職員の経験や学校等とのネットワークは、館主催事業の企画運営や生活面・教育面の課題を抱えた青少年の支援において貴重な資源になりえたはずである。法切れ後の青少年会館は、校区ないしは当該自治体の青少年むけ社会教育や自主活動を活性化する拠点施設になる可能性を秘めていた¹¹⁾。しかし、現実には、大阪市や茨木市など、青少年会館自体を廃止する自治体が現れている。青少年会館が存続している場合でも、実施される事業は縮小・廃止の傾向にある。大阪府の「地域青少年社会教育総合事業」は2009年に廃止され、各青少年会館では職員の引き上げや事業の縮小を余儀なくされているのが現状である。

「青少年対象施設を中心とした各地区拠点施設のあり方検討プロジェクト」は、とくに行政施策の変化が激しかった大阪市を対象を限定して「子育て・子育て運動」の現状と課題を明らかにするために始まった。プロジェクトでは青少年会館廃止直後の2007年6月から2010年7月にかけて30回の例会をもち、大学の教員と地元の関係者がアクションリサーチ（研究者と現場の当事者が協力して、実践的課題の解決に資す

る知見を導きだそうとする研究方法）の方法で研究をすすめた。また、2009年には小中学校の同和教育主担（人権教育主担）と7地区（日之出、飛鳥、南方、生江^{いくゑ}、西成、住吉、矢田）の地域住民に聞き取り調査を行っている。実際の研究活動は、プロジェクト名とはやや異なり、青少年の生活状況の把握、活動についての情報交換、活動の改善などに重きをおいていたといえる¹²⁾。

プロジェクトの聞き取り調査では、生活困難家庭が増加していること、そうした子どもたちの「居場所」や交流の場が失われていること、保護者同士のつながりが弱くなっていることなどが教員から指摘されている。これらは地域そのものの構造的変化—少子高齢化、生活困窮層の滞留・流入—によってもたらされた変化ではあるが、青少年会館の廃止は困難な状況にある子どもや保護者の孤立をいっそう助長した可能性が高い。だが、NPOやボランティアによる新しい「子育て・子育て運動」が芽生えているのも事実で、報告書ではそれらを、①ネットワーク活用型（青少年会館廃止前からの人的ネットワークを活用）、②居場所づくり中心型（旧青少年会館の建物などの活動場所を確保）、③学習会中心型（中学生の教科学習の支援）、④サークル活動中心型の四類型に分類している。

大阪市内では、子ども会や子ども会の類似活動を支えていた施設、事業、予算がすべて失われた。特に深刻なのは、子ども会活動や青少年会館の事業を通じてつくられてきた人的ネットワークや職員の経験など、目に見えない資源が失われつつあることであろう。報告書では、おとなの担い手や活動に参加する子ども・若者の組織をつくること、活動の記録を残し情報発信すること、教育分野にとどまらない地区内外の運動とのつながりをつくることを「子育て・子育て運動」の当面の課題として挙げている。大

いに同感である。

6 おわりに

「3 貧困・差別と学力問題研究会」と「4 教育コミュニティ研究会」でみてきたように、学力保障と地域教育改革をめぐる研究の視野は大きく広がった。今日の学力保障研究は、ニューカマーの子ども、ひとり親家庭の子ども、児童養護施設の子どもの、貧困家庭の子どもなど、社会的・経済的・文化的に不利な状況にある子どもたちの学力保障や教育支援の研究との結びつきを強めている。部落と部落を校区に含む学校の地域教育改革運動の研究は、校区を基盤とした地域教育システムとしての教育コミュニティづくりの研究へとつながっていった。「社会権としての教育権の保障」「力のある学校」「教育コミュニティ」などは、同和教育・解放教育から生まれた日本の人権教育のキーコンセプトだと言える。

しかし、この間の研究に手薄な部分があったことも指摘しておかねばならない。それは学力の内実やめざすべき人間像が十分に検討されてこなかったことである。かつての「解放の学力論」は、「受験の学力」を批判的にとらえる立場から人格形成と学力形成を一体のものとしてとらえた。対して、2000年代の研究は、経験的研究をすすめる立場から学力をアチーブメント（達成度）として限定的にとらえてきた。そこに落とし穴はなかっただろうか。経済競争に勝つための人材の育成は叫ばれるのに、なぜ、人権、福祉、環境、共生といった公共的課題に取り組む人材の育成は軽んじられるのか。今後すすめられようとする道德教育は復古主義・自文化中心主義に陥る危険性はないか。学力の内実、

学力を身につけることの目的、めざす人間像をめぐっては、人権教育と道德教育の関係、市民性教育、教育の公共性など、理論的にも実践的にも検討すべき課題は多い。

一方、地域の現実を目を転じるならば、部落の子どもたちの生活や学力・進路状況は「法切れ」後にいっそう厳しくなっている（高田2008）。にもかかわらず、同和対策事業のもとで整備されてきた地域や学校の教育条件は後退し、地域の教育活動はかつての勢いを失っている。このような状況のもと、地域教育の展望を検討するべく企画されたのが、「5 地域における教育組織と拠点施設」で取り上げた三つのプロジェクト・研究会だった。

この間の研究で明らかになったのは、社会教育・青少年育成施策の貧弱さや地域教育の担い手不足である。だが、幸いにして、自主的サークル、ボランティア、NPOなどの新しい地域教育の担い手は生まれつつある。楽観はできないが悲観する必要もない。今は「できることを、できる人が、できるかたちで」（「青少年拠点施設検討プロジェクト」報告書）やればよいのだろう。

「排除型社会」（ヤング訳書2007）や「格差社会化」の現実を知るにつけ、困難を抱える子どもや若者の状況には部落内外で共通する部分が多いことに気づかされる。子ども・若者の貧困と社会的排除に抗するには、教育・労働・福祉・医療・住宅等の領域をまたがる総合的な社会政策や地域における取り組みが求められる。研究活動においても、学力保障論、地域教育論、まちづくり論、ボランティア・NPO論、児童家庭福祉論、子どもの人権論などの領域を横断した研究プロジェクトが必要であろう。

注

- (1)「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」は2002年3月で期限切れとなり、特別対策としての同和対策事業の裏付けとなる法律はなくなった。この事態はしばしば「法切れ」と呼ばれる。
- (2)これら以外の研究活動については、研究所のホームページを参照のこと。URL（2013年12月現在）は<http://blhrri.org/kenkyu/kenkyu.htm#kyoiku>。
- (3)各巻の題名は次の通り。第一巻「解放教育のアイデンティティ」、第二巻「人間関係とネットワーク」、第三巻「人間解放のカリキュラム」、第四巻「解放の学力とエンパワーメント」、第五巻「地域教育システムの構築」、第六巻「解放教育のグローバリゼーション」。
- (4)代表的なものに神原（2000）。行政による学力・生活総合実態調査でも、家庭状況の詳しい実態把握がなされている（高田1998）。
- (5)若年不安定就労者への支援や進路保障のあり方に関する研究活動として「若年不安定就労者問題研究会」（第一次は2003～2004年、第二次は2005～2006年）、「キャリア教育と人権問題研究会」（2005～2006年）、「児童養護施設経験者に関する調査研究事業」（2007年度）があり、研究成果物として報告書と書籍（部落解放・人権研究所編2005）（西田・妻木・長瀬・内田2011）が出版されている。
- (6)「人権教育・啓発推進法」は、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しており、学力保障は人権教育の課題として想定されていない。国による人権教育の定義は、同和教育運動や教育現場の実践から生まれた学力保障論と齟齬をきたしている。
- (7)この論考は研究会代表の池田寛氏の遺稿となった。他の論文と合わせて池田（2005）に再録されている。
- (8)この「土台」の上に、学校教育と社会教育を交わせ、おとなと子どもの学びを交わせることを構想した論文に、高田（2007b）がある。
- (9)社会関係資本を分析枠組みに採用し、教育保護者組織の活動を通じて形成されるネットワークの変化やネットワークから得られる利益の階層的偏在性を検討した論文に、木村（2010）がある。
- (10)次のホームページを参照。<http://manabi-mirai.mext.go.jp/exam/detail/kinki.html>（2013年12月現在）
- (11)「法切れ」をはさむ時期の子ども会と青少年会館の改革については、『解放教育』（明治図書、終刊）の

1996年3月号、1997年8月号、2001年8月号、2003年8月号などを参照のこと。「解放子ども会等のあり方検討プロジェクト」報告書にも、子ども会、青少年会館および社会同和教育指導員制度に関する運動体の方針書や行政文書を収録してある。あわせてご覧いただきたい。

- (12)プロジェクトと同時に並行で行われた連載「一緒に動こう、語り合おう」（『ヒューマンライツ』2007年11月号～2010年2月号）も参照のこと。

参考文献

- 池田寛（1996）「高槻富田地区における地域教育システムの構築」部落解放研究所編『地域の教育改革と学力保障』解放出版社、73～95頁。
- 池田寛（2000a）『学力と自己概念—人権教育・解放教育の新たなパラダイム』解放出版社。
- 池田寛（2000b）『地域の教育改革—学校と協働する教育コミュニティ』解放出版社。
- 池田寛（2005）『人権教育の未来—教育コミュニティの形成と学校改革』解放出版社。
- 大阪府教育委員会（2007）『平成18年度「同和問題の解決に向けた実態等調査（平成12年度）対象地域に居住する児童生徒の学力等実態の分析報告書』。
- 「金川の教育改革」編集委員会編（2006）『就学前からの学力保障—筑豊金川の教育コミュニティづくり』解放出版社。
- 荻谷剛彦・志水宏吉編（2004）『学力の社会学—調査が示す学力の変化と学習の課題』岩波書店。
- 神原文子（2000）『教育と家族の不平等問題—被差別部落の内と外』恒社社厚生閣。
- 木村和美「マイノリティによるネットワーク形成と社会関係資本—被差別部落A地区における保護者組織を事例に」『教育社会学研究』第83集、65～83頁。
- 志水宏吉編（2009）『力のある学校の探求』大阪大学出版会。
- 高田一宏（1997）「保護者組織の再編と親の教育参加」『シリーズ解放教育の争点⑤地域教育システムの構築』55～68頁。
- 高田一宏（1998）「学力調査」部落解放研究所編『部落解放年鑑 1997年度版』82～97頁。
- 高田一宏（2005）『教育コミュニティの創造—新たな教育文化と学校づくりのために』明治図書。
- 高田一宏編著（2007a）『コミュニティ教育学への招待』解放出版社。

高田一宏（2007b）「コミュニティ形成を通じた人権啓発のあり方」部落解放・人権研究所編『人権教育・啓発プログラムの開発に向けて—人権教育・啓発プログラム開発研究事業報告書』（部落解放・人権研究報告書No.8）80～89頁。

高田一宏（2008）「同和地区における低学力問題—教育をめぐる社会的不平等の現実」『教育学研究』第75巻第2号、36～47頁。

中野直毅・工藤良（2012）「NPO法人田川ふれ愛義塾の軌跡と現状」『部落解放研究』第195号、93～104頁。

西田芳正・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史（2011）『児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界』解放出版社。

畠山慎二（2012）「非行型青少年の居場所を考える—青

少年自立サポート団体『富田ふれ愛義塾』の活動報告から」『部落解放研究』第195号、105～114頁。

部落解放・人権研究所編（2005）『排除される若者たち—フリーターと不平等の再生産』解放出版社。

ジョック・ヤング著、青木秀男他訳（2007）『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。『解放教育』1996年3月号「特集 転換期の子ども会活動」。

『解放教育』1997年8月号「特集 青少年会館と子ども会活動」。

『解放教育』2001年8月号「特集 自立と出会いを楽しむ—余暇に生きる子どもたち」。

『解放教育』2003年8月号「特集 自由時間を愉しむ子どもたち—居場所としての青少年会館から」。